

平成22年1月12日

保護者 様

千葉県立市川南高等学校  
校長 高嶋 澄夫

## 新型インフルエンザ等への対応について（改定）

日頃より、本校の教育活動に御支援・御協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、「新型インフルエンザへの対応」について、10月1日付けで改定版を配付いたしましたが、平成21年12月28日付けで千葉県の「学校等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、臨時休業の対応等に関して変更がありましたので、本校の対応についても再度改定することにしました。

今後も、新型インフルエンザへの対応に全力で取り組んでまいりますので、感染拡大及び重症化防止のため御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 体調不良の場合の対応について

- (1) 発熱など体調不良の場合は、感染拡大及び重症化防止のため、無理をして登校させないでください。その際は、7時45分から8時までの間に学校に連絡をし、症状（発熱、鼻水や鼻づまり、のどの痛み、せき、頭痛、関節痛、全身のだるさ、下痢、腹痛、はき気、その他）を伝えてください。新型インフルエンザの疑いが考えられる場合は、担任・養護教諭等の判断により欠席とはせず出席扱いにすることができます。
- (2) 体調不良の場合は、必要に応じて医師の診察を受けてください。その際は、あらかじめ医療機関に電話をして、受診する時間や方法などを確認してください。服薬の注意などもありますので、できるだけ保護者も同伴してください。
- (3) 新型インフルエンザまたはその疑いがあると医師に診断された場合（検査で新型インフルエンザと判定されなくても、症状や患者との接触状況から疑われる場合）は、出席停止となり登校することはできません。医師の指示に従い治療してください。発症1週間前からの健康観察状況も含めて症状をお伝えください。再登校については、医師の許可や指示に従うこととなりますので、担任とよく相談してください。
- (4) 新型インフルエンザと診断された場合は、再登校に際して医師の指示を受けるとともに、医師が記入した「治癒証明書」または保護者の記入した「受診および健康状況報告書（本校ホームページからダウンロードできます。ご自宅へのFAX送付も可能です。）」を提出してください。
- (5) 兄弟や家族で新型インフルエンザ感染者が出た場合は、担任と十分連絡をとり担任の指示を受けてください。
- (6) インフルエンザに感染すると重篤な症状になることが心配される基礎疾患（呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、腎機能障害、免疫機能不全など）がある生徒については、担任や養護教諭と御相談ください。予防のため学校を休む場合は、欠席とはせず出席扱いとすることができます。

#### 2 新型インフルエンザの症状と感染予防について

- (1) 症 状…発熱、鼻水や鼻づまり、のどの痛み、せき、頭痛、関節痛、全身のだるさ、下痢、腹痛、はき気 等
- (2) 感染方法  
[飛沫感染]感染した人の咳、くしゃみ、つばなどとともに放出されたウイルスを健康な人が吸い込む感染  
[接触感染]感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に他のものに触ることにより付着したウイルスによる感染
- (3) 感染の予防法  
① 必要のない外出は控えさせてください。特に、濃密な接触が起きやすい多くの人が集まる場所や、スタジオ、カラオケボックスのような密室となる場所などに行かせないでください。

- ② 外出した場合は、うがいや手洗いをさせてください。手洗いは石鹸を使って行い、洗った後は清潔なタオルやペーパータオル等で拭き取ってください。
- ③ 咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛びますので、咳をしている人がいたら十分離れるよう指導してください。
- ④ 人と接触するようなところでは、マスクを着用させてください。

### 3 保健所等相談窓口

- ・市川健康福祉センター(保健所) 電話：047-377-1101
- ・習志野健康福祉センター(保健所) 電話：047-475-5151
- ・船橋市保健所 千葉県船橋市湊町2-10-18 電話：047-431-4191
- ・松戸健康福祉センター(保健所) 電話：047-361-2139
- ・柏市保健所 電話：04-7167-1254
- ・千葉市保健所 電話：043-238-1792・043-238-1793 ※夜間043-238-9920

### 4 臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の判断基準について（下線部改定箇所）

#### (1) 学級閉鎖

同一学級で医師によりインフルエンザと判断された生徒が、学級に2割以上発生した場合は、原則としてその学級を閉鎖とする。期間は、該当生徒の最終登校日の翌日から原則として4日間とする。その学級の生徒は自宅学習とし、原則として外出を禁止する。

#### (2) 学年閉鎖

同一学年で学級閉鎖が過半数以上発生した場合は、原則としてその学年を閉鎖する。期間は、直近の学級閉鎖の開始から原則として4日間とする。その学年の生徒は自宅学習とし、原則として外出を禁止する。

#### (3) 臨時休校

学年閉鎖が複数発生した場合は、原則として臨時休校とする。期間は、直近の学年閉鎖の開始から原則として4日間とする。全校生徒は自宅学習とし、原則として外出を禁止する。

### 5 臨時休業に対する授業時数の確保について

#### (1) 学級閉鎖

臨時休業期間に応じて、授業時数確保のため弾力的な対応を検討する。

#### (2) 学年閉鎖及び学校閉鎖

臨時休業期間に応じて、授業時数確保のため授業中の授業の増時や長期休業期間中等における授業実施についても検討する。

### 6 臨時休業の連絡について

(1) 生徒登校時：ホームルーム等で連絡

(2) 放課後、休日：クラス緊急連絡網で連絡

※いずれの場合においても、本校ホームページに臨時休業や再登校に関する連絡事項を掲載。

<http://www.chiba-c.ed.jp/ichikawaminami-h/>



市川南高校携帯サイト  
<http://www.chiba-c.ed.jp/ichikawaminami-h/top/keitai.htm>